

三重県子どもへの貧困対策計画（仮称）

骨子案

平成 27 年 9 月

三重県

目 次

I	はじめに	1
	1 計画策定の趣旨	
	2 計画の位置づけ	
	3 計画の期間	
	4 子どもの貧困のとらえ方	
II	現状と課題	2
	子どもの貧困に関する現状と課題	
III	実態調査のあらまし	12
	1 調査の目的	
	2 調査の概要	
	3 調査結果（聴き取り調査の内容から見えた貧困リスクと課題）	
IV	基本理念と基本方針	16
	1 基本理念	
	2 基本方針	
V	計画目標	16
VI	主な取組	18
	1 教育の支援	
	2 生活の支援	
	3 保護者に対する就労の支援	
	4 経済的支援	
	5 包括的かつ一元的な支援	
VII	計画の推進体制	21

I はじめに

1 計画策定の趣旨

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(以下「法」という。)が施行され、8月には「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」という。)が閣議決定されました。

法において、都道府県は、大綱を勘案して、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めることが規定されています。

県では、平成26年度、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策の5年間の計画である「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」を策定しましたが、そこでは、子どもの貧困対策を重点的な取組の一つとして位置付けています。

子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されたり、貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を着実かつ継続的に実行するため、「三重県子どもの貧困対策計画(仮称)」を新たに策定します。

2 計画の位置づけ

この計画は、法第9条第1項に基づき定める三重県における「子どもの貧困対策についての計画」です。

3 計画の期間

この計画の期間は、「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」の計画期間に合わせて、平成28年度から平成31年度までの4年間とします。

4 子どもの貧困のとらえ方

経済的困難に起因して発生する様々な課題(病気や発達遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、進学機会の喪失等)を子どもが抱えている状況を貧困をとらえます。

Ⅱ 現状と課題

(1) 子どもの貧困率（全国値）

- 平成25年国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は16.3%と、おおよそ6人に1人の子どもが平均的な生活水準の半分（貧困線）に満たない状況にあります。
- また、子どもがいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）のうち、特に大人が1人の世帯の貧困率は54.6%と非常に高い水準となっており、ひとり親世帯など大人1人で子どもを養育している家庭が経済的に苦しい状況にあることがうかがえます。

全国の貧困率の年次推移（平成25年度国民生活基礎調査）

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年
相対的貧困率	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%
子どもの貧困率	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%
子どもがいる現役世帯	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%
大人が1人	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%
大人が2人以上	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%
貧困線	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円

- ※ 相対的貧困率とは、貧困線(等価可処分所得の中央値の半分の額)を下回る等価可処分所得しか得ていない世帯員の割合。
- ※ 子どもがいる現役世帯の貧困率とは、現役世帯に属する世帯員全員に占める、等価可処分が貧困線に満たない世帯の世帯員の割合。
- ※ 大人とは18歳以上の者、子どもとは18歳未満の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

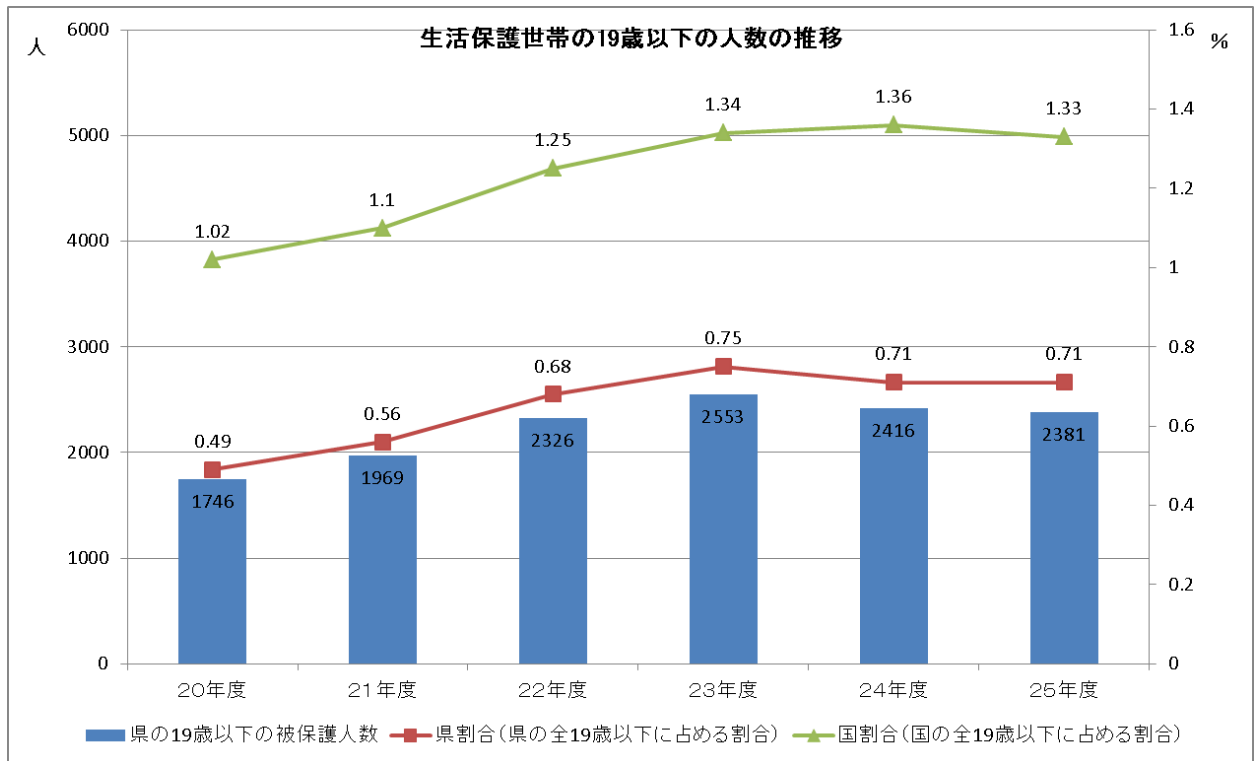
(2) 生活保護世帯の子どもの数

- 県内の生活保護世帯数は、平成25年度は12,927世帯と、年々増加傾向にあります。
- また、被保護世帯人員についても、同じく増加傾向にあります。このうち、生活保護世帯における19歳以下の人数は、2,000人台で推移しており、県全体の19歳以下の人数に占める割合は、全国平均より低い0.7%台で推移しています。

被保護世帯数等の推移(厚生労働省:被保護者調査)

三重県		H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
被保護世帯数		9,691	10,426	11,824	12,615	12,830	12,927
非保護世帯人員(人)		13,125	14,239	16,281	17,416	17,478	17,495
（る生 人1活 ）9保 及歳護 び以世 割下帯 合のに 人お 数け	0～5歳	368	432	536	605	562	530
	6～11歳	580	669	770	817	775	766
	12～14歳	358	383	469	499	482	464
	15～17歳	357	386	436	489	460	488
	18・19歳	83	99	115	143	137	133
	合計	1,746	1,969	2,326	2,553	2,416	2,381
	割合(%)	0.49	0.56	0.68	0.75	0.71	0.71

※生活保護世帯における19歳以下の割合の分母は、各年10月1日現在の推計人口



(3) 生活保護世帯の子どもの進学率、就職率、高等学校中退率

- 県全体の中学校卒業者の高等学校等進学率は、全国平均と同様に98%台で推移しており、ほとんどの子どもは高等学校等に進学しています。
県全体の高等学校等卒業者の大学進学率は、約50%で推移しており、全国平均をやや下回る程度ですが、就職率は、約25%程度と、全国平均を8ポイント程度上回っています。
- 生活保護世帯の子どもの場合は、高等学校等進学率及び大学等進学率は、県全体と比較するといずれも低く、特に大学等進学率は全国平均と比較して大きく下回っています。一方で、高等学校卒業後の就職率は、全国平均と比較して高い割合となっています。
- 高等学校中退率は、生活保護世帯は県全体と比較すると高く、全国平均と比較すると低い水準となっています。

生活保護世帯の子どもの進学率、就職率、高等学校中退率

○中学校卒業後

高等学校等進学率(%)	三重県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
H21年度	98.2	83.9	97.9	87.5
H22年度	98.4	89.7	98.0	89.5
H23年度	98.5	91.9	98.2	89.6
H24年度	98.4	89.0	98.3	90.8
H25年度	98.4	90.8	98.4	集計中
H26年度	98.6	93.5	98.4	集計中

就職率(%)	三重県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
H21年度	0.6	—	0.5	—
H22年度	0.5	—	0.4	—
H23年度	0.5	3.0	0.4	—
H24年度	0.4	2.7	0.4	2.5
H25年度	0.5	3.9	0.4	集計中
H26年度	0.6	1.4	0.4	集計中

高等学校中退率(%)	三重県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
H21年度	1.7	—	1.7	—
H22年度	1.6	—	1.6	—
H23年度	1.7	5.4	1.6	—
H24年度	1.5	3.9	1.5	5.3
H25年度	1.6	3.8	1.7	集計中
H26年度	集計中	2.6	集計中	集計中

○高等学校等卒業後

大学等進学率(%)	三重県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
H21年度	51.9	—	53.9	—
H22年度	52.1	—	54.3	—
H23年度	52.2	4.3	53.9	—
H24年度	51.9	10.6	53.5	32.9
H25年度	50.9	8.7	53.2	集計中
H26年度	51.5	12.6	53.8	集計中

就職率(%)	三重県		全国	
		生活保護世帯		生活保護世帯
H21年度	27.0	—	18.2	—
H22年度	23.9	—	15.8	—
H23年度	24.6	62.3	16.3	—
H24年度	24.1	74.1	16.8	46.1
H25年度	25.2	58.7	17.0	集計中
H26年度	26.0	57.9	17.5	集計中

※文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省「就労支援等の状況調査」

厚生労働省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(4) 就学援助を受けた児童生徒（要保護・準要保護児童生徒）の数

- 義務教育に関しては、学校教育法第 19 条の規定に基づき、経済的な理由により就学が困難と認められる小中学校の児童生徒の保護者に対して、市町が、学用品費、通学費、修学旅行費等の援助を行っています。対象者は、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する「要保護者」と、市町教育委員会が要保護者に準ずる程度に困窮していると認定する「準要保護者」となっています。
- 県の就学援助を受けた公立小中学校児童生徒の数は、平成 24 年度で 17,175 人と全児童生徒数に占める割合は 11.29%（就学援助率）となっており、国の割合は下回っているものの、児童生徒の 10 人に 1 人は就学援助を受けていることとなります。

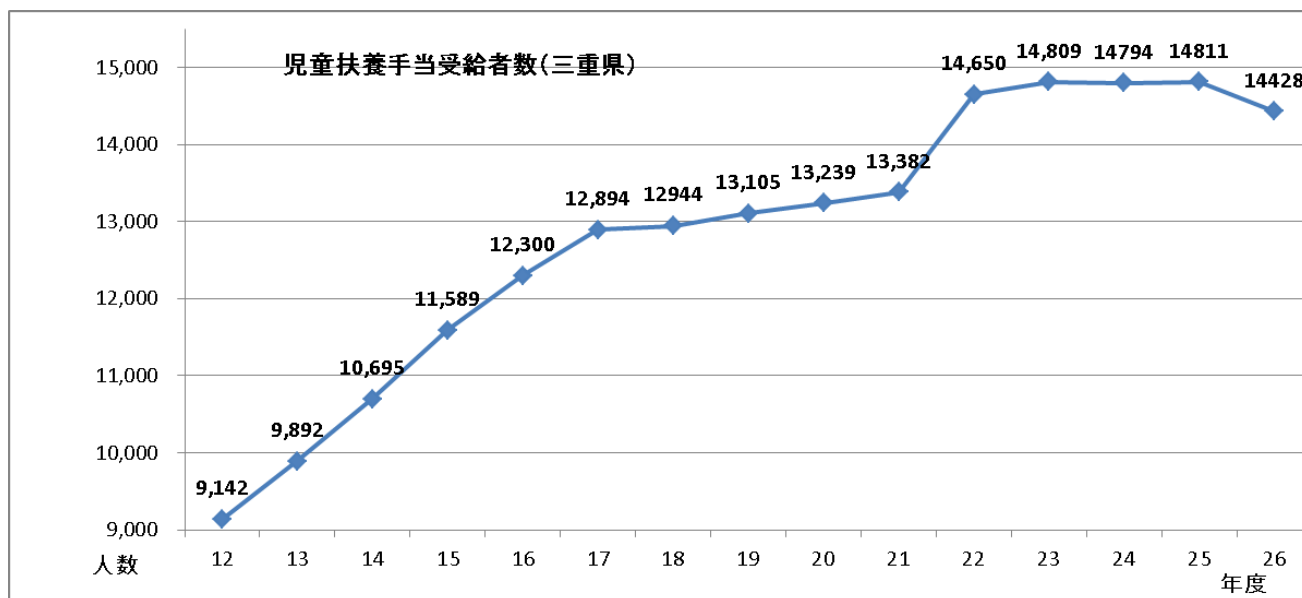
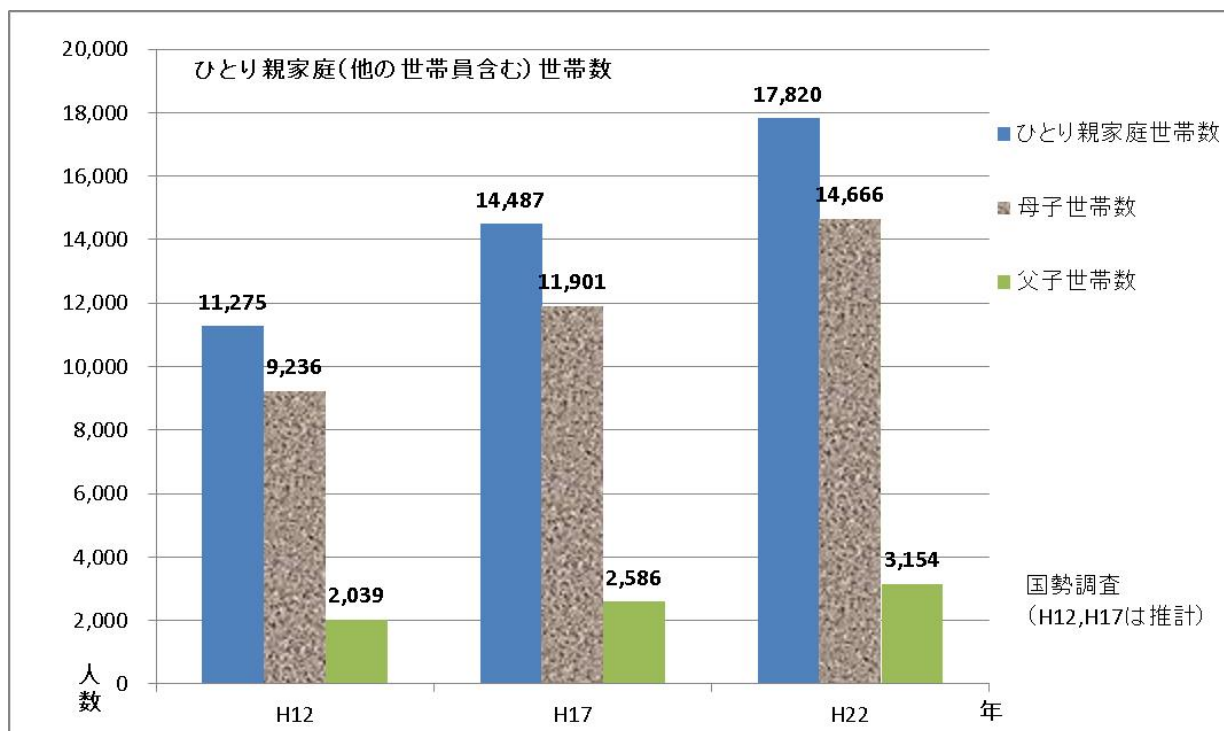
要保護及び準要保護児童生徒数の推移

		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度
就学援助を受けた児童生徒数 (人)	三重県				17,175
	全国	1,488,113	1,551,083	1,567,831	1,552,023
公立小中学校の児童生徒数 (人)	三重県	157,704	155,784	154,440	152,160
	全国	10,248,027	10,139,900	10,051,150	9,922,963
就学援助率 (%)	三重県				11.29
	全国	14.51	15.28	15.58	15.64

※ 三重県：三重県教育委員会調べ 全国：文部科学省 児童生徒数は学校基本調査

(5) ひとり親家庭の世帯数等

- 県の平成 22 年の 20 歳未満の世帯員がいる世帯は 185,575 世帯で、このうちひとり親世帯（他の世帯員も含む）の割合は 9.6%（母子世帯の割合は 7.9%、父子世帯の割合は 1.7%）となっており、世帯数は、17,820 世帯となっています。平成 12 年から平成 22 年の間で、母子世帯は 58.8%（5,430 世帯増）、父子世帯は 54.7%（1,115 世帯増）の増加となっています。
- 児童扶養手当受給者数も増加傾向にあり、平成 22 年度に 14,000 人を超えて以降、毎年 14,000 人台で推移しています。（平成 22 年 6 月に児童扶養手当法が改正され、父子家庭も支給対象になりました。）



	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
三重県	9,142	9,892	10,695	11,589	12,300	12,894	13,088
全国	708,395	759,197	822,958	871,161	911,470	936,579	955,741
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
三重県	13,105	13,239	13,382	14,650	14,809	14,794	14,811
全国	955,941	966,266	985,682	1,038,244	1,071,466	1,085,552	1,075,336
	H26						
三重県	14,428						
全国	1,058,663						

※厚生労働省「福祉行政報告例」毎年度3月31日現在

(6) ひとり親家庭の親の就業率

- 本県のひとり親家庭の就業状況については、母子世帯の母の就業率が約80%と全国と同様の水準です。
- 従事している仕事の内容は、本県の母子世帯は「事務(27.2%)」と「サービス業(17.2%)」がともに多く、全国と同様の傾向となっています。本県の父子世帯は、「建設・採掘(20.7%)」、「農林漁業(11.8%)」と「事務(11.8%)」が多く、一方で全国は「専門的・技術的職業(22.1%)」が多く、異なる傾向にあります。

ひとり親家庭の親の就業状況(就業率)

	三重県ひとり親家庭等実態調査		全国母子世帯等調査	
	平成21年度	平成26年度	平成18年度	平成23年度
母子世帯の母の就業率	90.2	81.6	84.5	80.6
父子世帯の父の就業率	-	100.0	97.5	91.3

ひとり親家庭の親の就業状況(地位別仕事内容の割合)

単位：%

		三重県ひとり親家庭等実態調査	全国母子世帯等調査
		平成26年度	平成23年度
母子世帯の母の就業	専門的・技術的職業	14.6	18.1
	管理的職業	1.1	1.5
	事務	27.2	21.8
	販売	11.5	9.4
	農林漁業	0.0	0.4
	保安職業	0.0	0.2
	生産工程	11.5	8.6
	輸送・機械運転	1.1	0.5
	建設・採掘	0.0	0.2
	運搬・清掃・包装等	3.5	4.1
	サービス業	17.2	23.0
	その他(在宅、個人事業主等)	12.3	9.0
	不詳	—	3.2
	総数	100.0	100.0
父子世帯の父の就業	専門的・技術的職業	2.9	22.1
	管理的職業	0.0	7.0
	事務	11.8	5.7
	販売	8.8	4.9
	農林漁業	11.8	3.9
	保安職業	0.0	1.6
	生産工程	2.9	10.4
	輸送・機械運転	8.8	9.0
	建設・採掘	20.7	10.0
	運搬・清掃・包装等	2.9	5.1
	サービス業	8.8	10.7
	その他(在宅、個人事業主等)	20.6	8.0
	不詳	—	1.6
	総数	100.0	100.0

(7) 児童養護施設入所児童の進学率、就職率

児童養護施設に入所している三重県の子どもの卒業後の進路は、中学校卒業後及び高等学校等卒業後ともに進学率が県全体を下回り、就職率は逆に高くなっています。この傾向は、全国平均でも同様です。

児童養護施設入所児童の進学率・就職率

平成26年5月1日現在

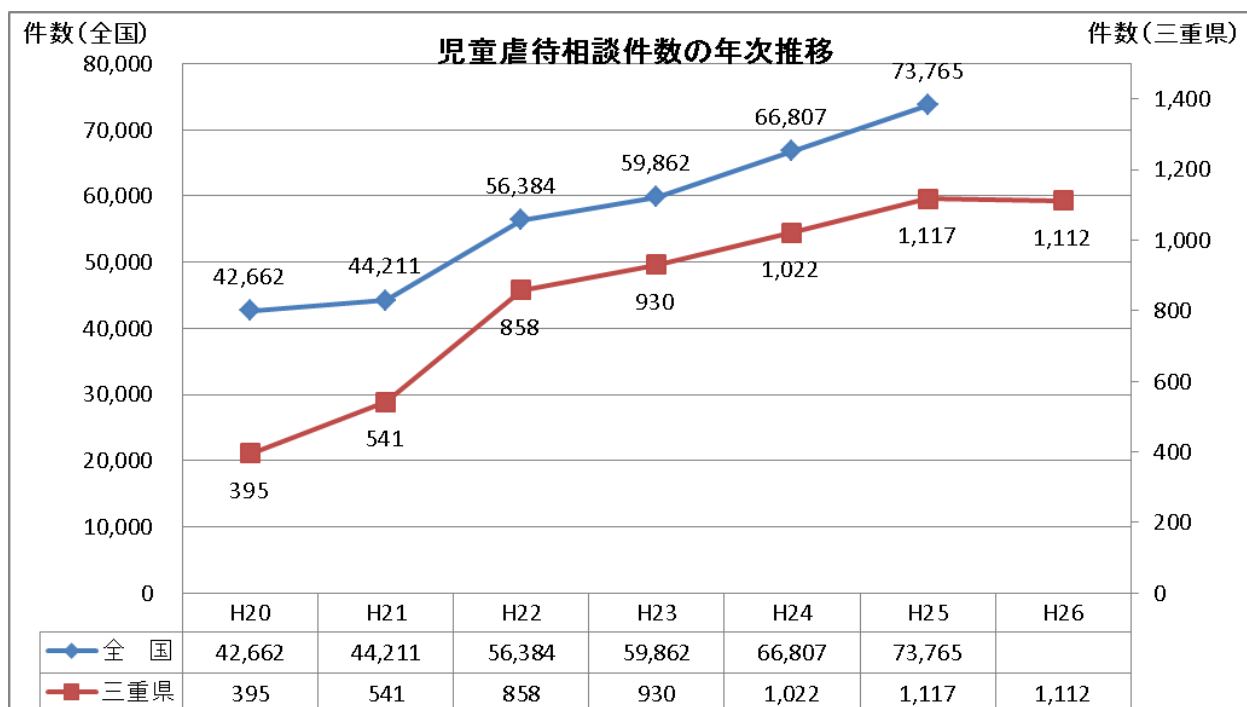
	三重県		全国	
	全体	児童養護施設	全体	児童養護施設
中学校卒業後				
高等学校等進学率(%)	98.6	91.4	98.4	97.2
就職率(%)	0.6	5.7	0.4	1.3
高等学校等卒業後				
大学等進学率(%)	51.5	18.2	53.8	22.6
就職率(%)	26.0	72.7	17.5	70.9

※文部科学省「学校基本調査」、厚生労働省家庭福祉課調べ

※その他の進路を含めないため、合計は100%にならない。

(8) 児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移

- 全国の児童相談所における児童虐待相談件数は増加の一途にあり、三重県でも平成26年度の児童虐待相談件数は1,112件で、すべての養護相談件数の7割以上を占めるまでになっています。



※ 三重県児童相談センター「児童相談所の状況」

相談件数の虐待種別

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
身体的虐待	196	225	370	343	447	438	419
養育の拒否怠慢 (ネグレクト)	110	190	260	273	284	280	269
性的虐待	13	17	17	22	10	22	16
心理的虐待	76	109	211	292	281	377	408
計	395	541	858	930	1,022	1,117	1,112

(9) 長期欠席児童・生徒数等

- 小学校で 800 人程度、中学校で 1,800 程度の児童・生徒が、様々な理由で長期にわたって学校を欠席する状況となっています。
- 不登校が社会経済的要因と関連している可能性や、不登校が貧困の世代間連鎖を説明する鍵要因となっている可能性については、わが国における各種調査等でも指摘されています(久富善之, 1993, 『調査で読む学校と子ども』など)。

理由別長期欠席者数

()は全国

単位:人

小学校	30日以上欠席者				
	計	病気	経済的 理由	不登校	その他
平成19年度	799 (60,236)	261 (25,248)	0 (47)	363 (23,927)	175 (11,014)
平成20年度	779 (55,674)	248 (21,984)	1 (61)	377 (22,652)	153 (10,977)
平成21年度	741 (52,437)	245 (19,357)	6 (67)	359 (22,327)	131 (10,686)
平成22年度	736 (52,594)	257 (19,611)	4 (43)	352 (22,463)	123 (10,477)
平成23年度	734 (54,340)	242 (19,595)	2 (47)	355 (22,622)	135 (12,076)
平成24年度	792 (53,952)	236 (20,335)	1 (34)	391 (21,243)	164 (12,340)
平成25年度	859 (55,486)	216 (18,763)	1 (30)	490 (24,175)	152 (12,518)
平成26年度 * 国未発表	867 ()	215 ()	0 ()	456 ()	196 ()

中学校	30日以上欠席者				
	計	病気	経済的 理由	不登校	その他
平成19年度	1,962 (138,882)	223 (21,320)	3 (194)	1,596 (105,197)	140 (12,171)
平成20年度	1,914 (135,804)	215 (19,420)	7 (146)	1,574 (103,985)	118 (12,253)
平成21年度	1,817 (128,210)	206 (17,274)	4 (137)	1,471 (99,923)	136 (10,876)
平成22年度	1,872 (124,544)	208 (16,769)	2 (86)	1,536 (97,255)	126 (10,434)
平成23年度	1,824 (122,053)	203 (16,861)	4 (72)	1,498 (94,637)	119 (10,483)
平成24年度	1,776 (121,509)	275 (18,481)	1 (57)	1,389 (91,249)	111 (11,722)
平成25年度	1,703 (125,465)	245 (18,580)	5 (55)	1,371 (95,181)	82 (11,649)
平成26年度 *国未発表	1,824 ()	222 ()	2 ()	1,502 ()	98 ()

※三重県学校基本調査、文部科学省学校基本調査

Ⅲ 実態調査のあらまし

1 調査の目的

子どもの貧困の実態はわかりにくく、見えにくいものであることをふまえ、児童相談所、福祉事務所、保育所、小中学校等の関係機関等を対象とした貧困対応事例の聴き取り調査を行い、収集した事例について分析検証し、県内における貧困の現状をより具体的に把握することとしました。

2 調査の概要

以下の関係機関等が業務上関わった貧困事例について、県職員等が聴き取りシートを基に調査を実施し、35 事例を収集。(事例数が少数であるため、統計的技法は用いず、事例検証を目的とした。)

- ① 児童相談所、福祉事務所、保育所及び学校等
- ② 当時者（支援機関を通じた間接聴き取り）
- ③ 学識経験者（医療従事者等）

3 調査結果（聴き取り調査の内容から見えた貧困リスクと課題）

聴取事例について、貧困のリスク別に集計した結果は下表のとおりです。

※中間報告として当時者聴き取り等を除く 31 事例について整理したものであり、最終的には 35 事例で分析。

(詳細は、別紙「聴取調査の概要と貧困のリスク」を参照)

貧困のリスクの別	件数	割合
①家計の不安定	31	100%
②生活の負担（親族の介護や多忙など）	2	6%
③疾病・疾患等	13	42%
④家族の人間関係 （離婚・別居・死別・暴力・無関心など）	25	81%
⑤孤立	9	29%
⑥貧困の連鎖	2	6%
⑦その他（不十分な日本語能力・若年出産など）	7	23%
計	31	100%

注)「貧困のリスク」は、東京都荒川区の「子どもの貧困・社会排除問題研究プロジェクト最終報告書」において抽出された「子どもの貧困・社会排除のリスク」の分類を使用。

(1) 聴き取り結果の分析

① 貧困のリスク「①家計の不安定」

今回の調査は、統計学的な抽出によらず、各関係機関に対して「貧困が疑われる世帯」を各機関の判断で抽出するよう依頼したうえで行われたものであることから、すべてのケース（31 ケース）が該当しており、このうち16 ケースが生活保護を受給しています。

② 貧困のリスク「②生活の負担（親族の介護や多忙など）」

31ケース中2ケースが該当しています。

この2件は、ひとり親の母で、子育てと仕事の両立に多忙を極めているケースでした。

③ 貧困のリスク「③疾患・疾病等」

怪我や病気、精神疾患・精神不安定、浪費癖やアルコール依存、異性依存といった疾患・疾病、身体障がい・精神障がい等によるリスクであり、31ケース中13ケース（42％）で見られました。「①家計の不安定」「④家族の人間関係」に次いで3番目に多いリスクとなっています。

④ 貧困のリスク「④家族の人間関係」

配偶者との離婚・別居・死別などにより、ひとり親となるリスク、配偶者暴力や家族の不仲により家族関係が悪化するリスクなど、家族の人間関係におけるリスクであり、31ケース中25ケース（81％）で見られました。「①家計の不安定」に次いで2番目に多いリスクとなっています。

⑤ 貧困のリスク「⑤孤立」

世帯が地域から孤立することなどによって、経済や生活面で、公的な支援や、親族や地域社会などからの私的な支援を受けることができないリスクであり、31ケース中9ケース（29％）で見られました。

⑥ 貧困のリスク「⑥貧困の連鎖」

親の経済的困窮が子どもに引き継がれたり、親から受けた虐待が将来の世代に引き継がれたりするリスクです。今回の調査では、親がその親（祖父母）からの貧困が引き継がれたことをうかがわせるケースは多いものの、父母等が育った環境について具体的な資料が乏しく聴き取り（確認）できなかったことが多いことから、31ケース中2ケース（6％）に止まりました。

⑦ 貧困のリスク「⑦その他」

保護者の不十分な日本語能力（2ケース）及び若年出産（5ケース：支援者がいない）というリスクが、31ケース中7ケース（23％）で見られました。

注）今回の調査は、統計学的な抽出によらず、各関係機関に対して「貧困が疑われる世帯」を各機関の判断で抽出するよう依頼したうえで行われたものであることから、上記表中及び文中の割合は、本県の貧困のリスクを率的に表すものではない。

（2）必要な支援の検討

今回聴取を行ったケースは、いずれも児童相談所、福祉事務所ほかの行政機関または公的な機関に把握され、何らかの支援を受けているケースですが、各ケースの状況に照らして、今後も継続して行っていくべき支援や新たに行う必要がある

ると考えられる支援を「必要な支援」として別紙「聴取調査の概要と貧困のリスク」に表示しています。

○ 「生活の見守り」

行政機関等が家族への見守りを行えば、暮らしが悪化することなく推移すると期待されるケース → 7ケース

○ 「生活の見守りと関与」

保護者の養育力に問題があると考えられ、見守りだけでは子どもの生活環境を維持できず、行政等が世帯に介入する事態が想定されるケース → 12ケース

○ 「母（父）へのサポート」

母（父）の養育能力に問題がなく、家族全体の見守り等を行わなくても母（父）へのサポート（母（父）の見守り）を行うことで、暮らしが悪化することなく子どもの生活環境を維持できると期待されるケース → 7ケース

○ 「不登校児の支援」「子どもの発達支援」

子どもが抱える問題への支援が期待されるケース → 2ケース

○ 高校中退後・高校卒業後の子どもへの支援が期待されるケース

→ 4ケース

○ その他

- ・ 部活動や高等教育機関への進学のための支援が期待されるケース → 1ケース
- ・ 外国籍の人々に対する言語支援が期待されるケース → 1ケース

(3) 支援が必要な家族の適切な把握

- 別紙「聴取調査の概要と貧困のリスク」の「相談経緯」に示すように、保護者から各機関への相談により世帯の状況が把握されるに至ったケースは9件（生活保護4件、DV3件、保育料等の相談2件）でした。
- このほかの22ケースは、児童虐待通報、保育料の滞納や不登校の発生などにより保育所や学校等が世帯の状況を把握し、各種支援を開始したものであって、保護者自らの「SOS」によるものではありませんでした。
- このような、自ら「SOS」を発することのない家族を適切に把握し、必要な支援を適切に行う必要があります。

(4) 聴取調査の結果をふまえた対応

聴取調査では、貧困世帯が、経済的な困難に止まらず、複合的で多様な課題を抱えている傾向にあることや、地域社会から孤立し、必要な情報に接する機会の欠如や、行政等が行うサービスに自らアクセスしない、あるいはできない

傾向があることが明らかになりました。

こうした世帯を適切に把握し、生活の見守りや家族へのサポート等を包括的に行うことができれば、個々の状況に応じた必要な支援策（教育の支援、生活の支援、保護者の就労の支援等）を関係機関において一層効果的に行うことができ、課題がより深刻になる前の早期解決につながります。

このため、国の大綱に掲げられた各種支援策（教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労の支援、経済的支援）に加え、行政や民間が生活困窮者からの相談を幅広く受け付け、早期発見と支援につなげていく相談支援の取組みを検討します。

Ⅳ 基本理念と基本方針

1 基本理念

三重の子どもたちが、生まれ育った家庭の経済状況にかかわらず、教育支援、生活支援、親への就労支援等によって、夢と希望を持って健やかに成長できる環境整備が図られている状況をめざします。

2 基本方針

(1) 子どもに視点を置いた切れ目ない施策の実施

第一に子どもに視点を置いて、子どもを権利の主体としてその生活や成長を保障する観点から、既存の子ども関連施策を基本に、その成長過程に応じた必要な施策を切れ目なく実施するよう配慮します。

(2) 子どもの貧困の実態をふまえた対策の推進

子どもの貧困の実態は見えにくく、とらえづらいつとされています。子どもの貧困の実態を的確に把握し、その実態をふまえた対策を推進します。

(3) 教育における総合的な対策の推進と機会均等の保障

学校を貧困対策のプラットフォームと位置づけ、家庭の経済状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受けることを保障するとともに、福祉関係機関と連携した貧困家庭の子ども達への支援に取り組めます。

(4) 保護者に対する支援

子どもが経済面だけでなく、心身共に安心して生活し学べる環境が整うよう、保護者自らが、自己の課題に主体的に取り組む、その生活が安定するよう支援します。

(5) 緊急度の高い世帯への配慮

生活保護世帯の子ども、ひとり親世帯の子ども及び児童養護施設等に入所している子どもなど、生活困窮の懸念や緊急度に応じて、重点的に教育、就労及び生活などの各種支援を講じるよう配慮します。

Ⅴ 計画目標

本計画では、国の大綱をふまえ、以下に掲げる全国と三重県の19の指標に注目しながら、計画の数値目標を検討していきます。

＝参考＝ 大綱に示された19の指標（三重県と全国の直近の値）

NO	指 標	三重県	全 国	備 考 () は全国
1	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 (%)	93.5 (H26)	90.8 (H24)	全日制 () 定時制 () 通信制 () 中等教育学校後期課程 特別支援学校高等部

				高等専門学校 専修学校の高等課程
2	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 (%)	2. 6 (H26)	5. 3 (H24)	
3	生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 (%)	1 2. 6 (H26)	3 2. 9 (H24)	大学等 専修学校等
4	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (中学校卒業後) (%)	1. 4 (H26)	2. 5 (H24)	
5	生活保護世帯に属する子どもの就職率 (高等学校卒業後) (%)	5 7. 9 (H26)	4 6. 1 (H24)	
6	児童養護施設の子どもの進学率 (中学校卒業後) (%)	9 1. 4 (H26)	9 7. 2 (H26)	高等学校等 専修学校等
7	児童養護施設の子どもの就職率 (中学校卒業後) (%)	5. 7 (H26)	1. 3 (H26)	
8	児童養護施設の子どもの進学率 (高等学校卒業後) (%)	1 8. 2 (H26)	2 2. 6 (H26)	大学等 専修学校等
9	児童養護施設の子どもの就職率 (高等学校卒業後) (%)	7 2. 7 (H27)	7 0. 9 (H26)	
10	スクールソーシャルワーカーの配置人数 (人)	8 (H27)	1, 0 0 8 (H25)	
11	スクールカウンセラーの配置率 (小学校) (%)	1 0 0 (H27)	3 7. 6 (H24)	
12	スクールカウンセラーの配置率 (中学校) (%)	1 0 0 (H27)	8 2. 4 (H24)	
13	毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合 (%)	三重県調査中	6 1. 9 (H25)	
14	入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合 (%)	三重県調査中	6 1. 0 (H25)	
15	ひとり親家庭の親の就業率 (母子家庭) (%)	8 1. 6 (H26)	8 0. 6 (H23)	
16	ひとり親家庭の親の就業率 (父子家庭) (%)	1 0 0. 0 (H26)	9 1. 3 (H23)	

NO	指 標	三重県	全 国	備 考
17	生活保護世帯における子どもの数 (人) とその割合 (%)	2, 3 8 1 0. 7 1 (H25)	299,003 1. 3 3 (H25)	子ども : 19 歳以下

18	就学援助を受けている児童生徒の数・就学援助率 (%)	調査中 11.3 (H24)	調査中 15.6 (H24)	
19	児童扶養手当の受給資格者数 (人)	14,428 (H26)	1,058,663 (H26)	

VI 主な取組

1 教育の支援

- 家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、その能力・可能性を最大限伸ばすことは、一人ひとりが自らの夢に挑戦し豊かな人生の実現につながることであり、将来の社会の担い手を育成することになります。
- 子どもが、家庭の経済状況等に左右されず、安心して学業に励めるよう、学校及び地域等において、学習支援、就学援助、相談支援及びその他貧困の状況にある子どもへの必要な教育の支援を行います。

※今後、大綱をふまえて県の具体的な取組を記載します。

[大綱に記載されている事項]

- (1) 「学校」をプラットフォームとした子どもの貧困対策の展開
(学校教育による学力保障)
(学校を窓口とした福祉関連機関等との連携)
(地域による学習支援)
(高等学校等における就学継続のための支援)
- (2) 貧困の連鎖を防ぐための幼児教育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育の質の向上
- (3) 就学支援の充実
(義務教育段階の就学支援の充実)
(「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」などによる経済的負担の軽減)
(特別支援教育に関する支援の充実)
- (4) 大学等進学に対する教育機会の提供
(高等教育の機会を保障するような奨学金制度等の経済的支援の充実)
(国公立大学生・専門学校生等に対する経済的支援)

(5) 生活困窮世帯等への学習支援

(6) その他の教育支援

(学生のネットワークの構築)

(夜間中学校の設置促進)

(子どもの食事・栄養状態の確保)

(多様な体験活動の機会の提供)

2 生活の支援

- 貧困世帯は、精神面・身体面の健康管理、経済的な困窮、家庭や地域等での人間関係などで、複合的で多様な課題を抱えていることが多く、これに伴って様々な不利を背負うばかりでなく、地域社会からの孤立や支援者の不在などにより、一層困難な状況に置かれてしまう恐れがあります。
- 貧困が世代を超えて連鎖することなく、子ども達が学業に専念し、日々の生活を安心して送ることができるよう、子どもとその保護者等への生活支援を行います。

※今後、大綱をふまえて県の具体的な取組を記載します。

[大綱に記載されている事項]

(1) 保護者の生活支援

(保護者の自立支援)

(保育等の確保)

(保護者の健康確保)

(母子生活支援施設等の活用)

(2) 子どもの生活支援

(児童養護施設等の退所児童等の支援)

(食育の推進に関する支援)

(ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもの居場所づくりに関する支援)

(3) 関係機関が連携した包括的な支援体制の整備

(関係機関の連携)

(4) 子どもの就労支援

(ひとり親家庭の子どもや児童養護施設等の退所児童等に対する就労支援)

(親の支援のない子ども等への就労支援)

(定時制高校に通学する子どもの就労支援)

(高校中退者等への就労支援)

(5) 支援する人員の確保等

(社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化)

(相談職員の資質向上)

(6) その他の生活支援

(妊娠期からの切れ目ない支援等)

(住宅支援)

3 保護者に対する就労の支援

- 貧困世帯の保護者は、不安定な雇用形態であったり、健康上の問題から長く就労できなかつたりする等のケースが多くあり、生活困窮から、子どもの生活や就学に支障が生じることがあります。
- 家計における基本的な収入として、保護者（親）が就労によって一定の収入を得て、世帯の生活が安定することは重要です。それだけでなく、生活が安定することは、家族がゆとりを持って接する時間の確保が出来ることや、保護者が働く姿を子どもに見せることが、子どもが労働の価値や意味を学ぶことにもつながり、大きな教育的意義を持つこととなります。
- このことから、職業能力の開発・資格（技能）取得への支援・就職のあっせん等を行うとともに、直ちに就労が困難な者に対しても、就労に向けた動機付けや就労活動への支援及び情報提供等一人ひとりに応じた就労支援を行います。

※今後、大綱をふまえて県の具体的な取組を記載します。

[大綱に記載されている事項]

- (1) 親の就労支援－ひとり親家庭の親の就業支援
- (2) 親の就労支援－生活困窮者や生活保護受給者への就労支援
- (3) 親の学び直しの支援
- (4) 就労機会の確保

4 経済的支援

- 経済支援には、保護者の就労による収入だけでは不十分な場合に、生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせることにより、生活の基礎を下支え（最低限の経済基盤の維持）する役割があることから、子どもの貧困対策の重要な条件として確保していく必要があります。
- なお、家計（経済的支援も含め）に対する保護者の金銭管理が適正でない場合は、上記の生活支援策との連携により、保護者本人の家計管理意識の向上や意欲を高めることに留意します。

※今後、大綱をふまえて県の具体的な取組を記載します。

[大綱に記載されている事項]

- (1) 児童扶養手当
- (2) 母子父子寡婦福祉資金貸付金等
- (3) 教育扶助の支給方法
- (4) 生活保護世帯の子どもの進学時の支援
- (5) 養育費の確保に関する支援

5 包括的かつ一元的な支援

- 貧困世帯は、経済的な困窮に留まらず、複合的な課題（心身の健康、家族問題、人間関係等）を抱えている場合や、地域だけでなく様々な人とのつながりを持たない社会的孤立状態となっている場合があり、これまでのような各分野（福祉、教育、法律等）ごとの相談だけでなく、包括的かつ一元的な対応が必要です。
- 生活保護法や生活困窮者自立支援法などの関連施策と一体となった相談機関が活動することにより、情報とサービスの拠点として貧困世帯への支援が効果的に行われます。

※具体的な取組を検討のうえ記載します。

Ⅶ 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、市町、教育委員会及び関係機関・団体等との連携・協働のもと進めていきます。

※個々の役割は、今後作成

1 県の役割

2 市町の役割

3 関係団体の役割